**特例猶予に対するよくある質問**

Q１．新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減しました。

後期授業料減免申請は未申請なのですが，今回の特例猶予に申請できますか。

Ａ１．申請できます。

　　　授業料減免申請の有無は，今回の申請に関係ありません。

　　　今回の特例猶予は，「新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で授業料の納付が困難になっている方」が対象です。

Q２．新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減しました。後期授業料減免申請の結果，2/3減免となりましたが，なお困難な状況です。今回の特例猶予に申請できますか。

Ａ２．申請できます。

　　　今回の特例猶予は，「新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で授業料の納付が困難になっている方」が対象です。

　　　「2/3減免」以外の「半額減免」，「1/3減免」，「1/4減免」，「不許可」の判定のうち，「新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由で納入が困難な方」も対象となります。

Q３．前回の特例猶予(令和２年１１月に受付した授業料の特例猶予)に申請しました。

　　　今回も申請する必要はありますか？。

Ａ３．対象外となるため，申請は不要です。

前回の特例猶予と今回の特例猶予は内容が重複しているため，申請不要です。

Q４．「納付期限特例申請書」は手書きでもよろしいでしょうか。

Ａ４．Wordでの作成でも，手書きの作成でも，どちらでも構いません。

　　　Wordでの作成の場合は，A４サイズで印刷した際に読める大きさのフォント（１１ポイント程度）で入力をお願い致します。

手書き申請の場合は，読める大きさで記載してください。

Q５．親が子供に代わって，申請書類を作成してもよろしいでしょうか。

Ａ５．申請者は学生本人です。学生本人が申請書の作成を行って下さい。

Ｑ６．特例猶予申請の結果は，申請者の親に直接届きますか。

Ａ６．結果通知が大学から親に直接届くことはありません。

大変申し訳ございませんが、学生本人から結果をお聞き下さい。

Ｑ７．本州の実家に帰省していて特例猶予申請の結果通知を受け取りに行くことが出来ませ

ん。どうしたらよいでしょうか。

Ａ７．所属する学部・学院等の担当窓口へご相談下さい。

　　　学部１年生と水産学部２年生は学生支援課奨学支援担当に相談して下さい。

　　　なお，審査結果の電話やメールでの回答やホームページによる公表等は行いません。